(禁 轉 載)

會學濟經學大國帝都京

散論際經

號 五 第

港二十三第

新 ^準		一月五年六和昭	
物税の分界並に物税の分界並に変革に対けるの一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	外國經濟雜誌主要論題 静	論 叢 この生産地で消費地での對立・・・経濟學士 冷 政門で資本・・・・・・・・・・経濟學士 門 后 の生産地で消費地での對立・・・経濟學士 光 田 庄 太 の生産地で消費地での對立・・・経濟學士 光 田 庄 太 の生産地で消費地での對立・・・経濟學士 光 田 庄 太 一部の生産地で消費地での概念・・・・・経濟學士 光 田 庄 太 の生産地で消費地での概念・・・・・・経濟學士 光 田 庄 太 一部の生産地で消費地での概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

録

都市公企業の財政的

意味

谷 政 敬

大

都 市公企業の意義

從へば「一般に地方政府の機能は、 各構成員の利益を第一義として、全體としての共同社 の政治的機能遂行に當つて必要とする經費は租稅によ れかである、 であるか、 に區別され得る。 り支辨せられる。後者即ち、經濟的機能は、 面公益的であり他面特定個人に厚生を齎らすものゝ何 ープ氏の Municipal Tradingの吟味より初める。 都市公企業の意義を規定する手懸りとして、 (例へは警察事務、 例へば細民救護、 前者の機能は事ら公益に屬するもの 道路、 兒童教育事業) 街路照明事業)或は 政治的、 共同社會の 及經濟的 而してこ 先づヌ 氏に

Douglas Knoop. ibid. PP. 126-179.

"profits" of a municipal trading enterprise.) なる節を 謂全生産費を支辨する意圖が甫めより存することは言 當局者であることを要せないし、 經營こそ、Municipal Trading と稱呼されるのである。 業にても、 氏は Method to be pursued in order to 地方團體の事業をも つて氏のこの定義は、 支辨するか何うかをも問はないのである。」とする。 而して其の地方公共團體が、 かに嚴存し、そして地方公共團體による斯様な企業の せられる場合には、Trading enterprise (賣買企業) によつて當該事業の全生産費を支辦する意圖にて經營 火葬場の經營) ………しかし同じく經濟的機能遂行の 會の利益を圖るのではない、(例~ば水道、 ふ迄もないことであるからである。 しめて居ることは明である。 其の事業より生ずる生産物又は用役の賣却 Municipal Tradingの範疇に屬せ 收益原則に基いて經營せられる 蓋しか、る事業は氏の 經營技術上必ずしも都市 亦質蹟上全生産費を 斯くてこそヌープ ascertain the **瓦斯、** が 從 所 Douglas Knoop, Principles and Methods of Municipal Trading. PP. 1-2.

第三十二卷 八六七 第五號 一五

設けて利潤を問題とするのである。

我國に於て市營事

都市公企業の財政的意味

體の 原則 み、 收益原則により經營される都市 て廣義に於ては都市 ると あ られるべきであろうか、この定義は とするのである。 業を論ず 事業を なり、 狹義に於ては、 ふ譏を免れないと言はなけ 廣狹兩意義 くる者の 收益 ば狹義の市營事業としたるやが全く不明 多く 原則に基きて經營せられる都市 しかしこの定義は (J) 公共團 は、 品 又 分原 1 ブ क्त 理は、 氏 體 營事業を廣狹兩義に區別 と同様、 の經營する事業凡てを含 上公共團 ればならな 任 意的、 何 無批判に受け容 實費辨償の 故に實費辨 體の事業であ 獨斷 公共團 的 原則 償 て あ 7 tι 0

る特異 課税負擔重くして更に負擔を増加すること至難なる場 該事業の改良擴張費を得るため、 方都市公共團 な市營事業といふを至當と考へるのである 處である。 さるこことにあ 扣 Þ な徴 都 市 從てか 一標は 公共團 體 Ó は、 體 無償乃至實費辨 、る寄興を齎らす都市の 或る事業を管理經營する場合に當 か、る寄興 (0) 寄與 が、 現 は私經濟には存せな 又は例 償の 經 泙 組織に 原則によりてな 外 的に 註 事業は純 がたて 祁 _; 市 雸 (1) 他 1. -

> 類似するに至る。 この際に於ける市 程度迄收益原則により (註三) の經費に充當する爲めに、 全然收益を 伴 鬱事業の經營形態は私企業のそ は な 経営せら 6 事 業即 れることが ち 定の 計 事業をば 會 ある 政 策 的 (註三 れに 或 施 詨

於て、 は道路、 以て負擔の公平を期せんとする際、 事業の經營) 市 辨償原則(寳費の一部或は全部辨償)は、 ٠٤. |實費の意は事 共同需要の充足が都市公共團體に依つてなさるゝ場合 の創造が問題となる際に、 常該都市施設の利用者としからざる者とを區別 經濟的 初 川凌渫。 業の 活 動 現狀維持費を指す。 原校、 或は文 化 無償原則 **牧時事業** 般にと 往々 (Z) の適用を見る (例) こつて最 行は 比較的重要なる都 狴 ば經 管の場 礼 . る。 ф, 濟的保護 重要な基 色喻 茲 に云 L.

森林經營、 ŋ ~ 治團體本來の收入たる租稅收入によりて支辦す 註三 註三 ある れ ある(其の根據に就ては後段に於て明かにす)。 種 以上、 制限 其 收荷原則は、 社會政策的施設費は、 の收益の程度は、 電氣五斯事業、 놘 平均利潤にあ らるゝが、 獨占的企業を經營する場合に 位の ると考ふ(例へ 都市財政々策上、 街路交通事業)。 限界は都市 剂 市の 固 有 ば 事業が公益關 事 社會政 務 _ f : べ Ł 地の è して、 策 適 が、 資買 Ŀ 本 用 ょ 剘 自 44

- 1)
- 参照 「經營と經濟第一卷第二號小島昌太郎博士『企業と經營」 福田德三博士經濟學全集第二卷二五九頁以下 Vergl. H. Köppe, Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft. S. 18.

あり、其の限りに於て價格率の發令は自律的であるに對して上位の價格(第五筋參照)を决定することは自由で獨逸の都市公共團體は自己の産業的企業の生産物及び用役

ためである。(註一) これ蓋し企業の目標とするところ、 求は利潤に存せずして一に市民全體の厚生にあ 異なる點は、 言すればかゝる市營事業の利潤は、 配統制されて居るに對し、 都市公企業といふのである。 生産なるに反して、 ・裏付けらる、ことにより意義を有すること、なる。 私 は 上述せる如き企業形態を呈する市營事業をば 前 者の經濟行動が 都市公企業では自足 後者の經濟行 私企業と都市公企業との 一に利潤觀念に 全市 私企業では營利 尺の 的生産なる 動の基本的 厚生によ より る 的 换

ふ。 らるべき理由は次に示す「リーツ氏」の言で明かであると思らるべき理由は次に示す「リーツ氏」の言で明かであると思(註一) 都市公共企業の利潤が全市民の厚生により裏付け

ものであり、經濟的過程が甚だ不充分であるところの凡ゆ則に從ふ自由企業では不充分であるときに補完的に生ずるするのではなくつて、自由企業組織に內在する經濟的諸法「地方團體の經濟管理は、限られた 人民の 狹小知見を統制

市

公企業の財政的

商味

、財政的意味

一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののは、一般ののである。しからば此の聯闢に於て、一般ののとしよう。一般のでは、一般のでは、ののでは、

好 剩餘利益を齎らす公企業會計が公營造物會計に貢い 炉つて管理經營せられる 公營造物 が同時に存在する。 する事業、 6 現今、各國の都市政府には、 か悪い か、 卽ち公企業と、 公企業の創設費は、 この同時に兩者が存在することは 無償乃至實費辨償の原則に 收益原則に基きて經營 (Stadtanstalt)の! | 者 租稅收入より補 Ċ

第三十二卷 八六九 第五號 一一七

- 1) Otto Most, Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung. S. 12.
- 2) 安井英二氏著、公營事業論、七八頁及一六一頁乃至一六三頁參照 1) Riess, Kommunale Wirtschaftspflege. S. 5—6.

決要請は、公企業の財政的評價の觀點確立にある。 題を惹き起すのである。從て是等種々の問題解決の先 すべきや、全然公債によるべきかどうか等、幾多の問

今、卒直にこの評價の觀點を指示すれば、原則とし

支拂に充て、著し租稅收入より補助を受けたりとすれ 當該企業の爲めに起償した元本の償還費、起債利子の 等の根據が無いからである。公企業より生ずる收益は 級の負擔に於て擔稅階級の利益を庇護し、要求する何 してはならないといふのである。蓋し公企業の利用階 行の爲めの租稅的經費を、積極的にも消極的にも輕減 て、公企業の利潤を以てして、一般都市行政の目的遂

が保たれて居るであろうか、次にこれが討究を試みる 果たして各國の都市公企業は、茲に言ふ評價の觀點 じくする他の事業への流用、又は料金の低減を圖りて

て尙は剩餘金のある場合には、該企業と利用階級を同

利用範圍の擴大を圖るべきである。

費に充てることである。斯くて以上の諸費用を支辨し

ば、其れの元利返還に向け、乃至當該企業の改良擴張

こととする。(六ーニー六)

安井英二氏者公營事業論、六七頁及七五頁乃至七六貝參照 1)